

三条市都市計画マスタープラン

～三条市の都市計画に関する基本的な方針～

〔改定概要版〕



三 条 市

□ 将来目標の設定

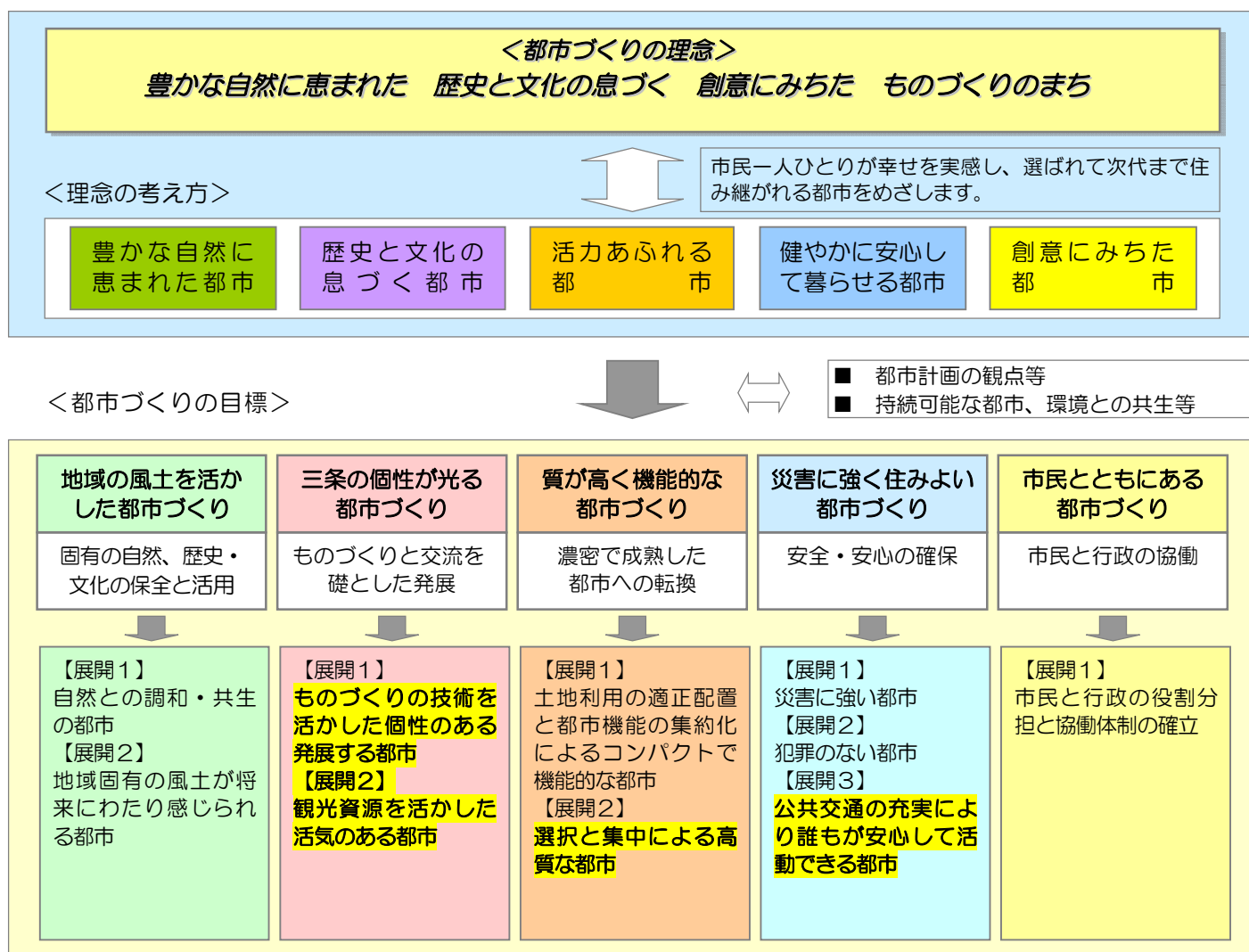
都市計画マスタープランの都市づくりの理念と目標の概要

「三条市総合計画(計画期間：令和5-10年)」では、めざす将来の姿として、『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』と掲げています。

三条市都市計画マスタープランにおいても、将来の姿についてはこの考え方を共有した都市づくりを進めて行くこととし、「都市づくりの理念」を以下のように設定します。

『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』

また、都市づくりの理念を踏まえ、次に示す5つの「都市づくりの目標」を掲げます。



将来都市フレーム（将来人口及び世帯数）

都市の規模や配置計画の基準となる「目標年次の人口・世帯数の将来値」を下記のとおり設定します。

「平成26年（2014年）の人口 103,000人 世帯数 31,500世帯（中間年度）
 「平成36年（2024年）の人口 100,000人 世帯数 32,000世帯（目標年度）」

将来人口の設定なし

項目	実績値(国勢調査)			将来値	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成26年	平成36年
総人口(人)	109,583	107,662	104,749	103,000	100,000
世帯数(世帯)	29,978	30,867	31,145	31,500	32,000
1世帯人員(人/世帯)	3.7	3.5	3.4	3.3	3.1

□ 将来都市構造

将来都市像の実現をめざし、市の拠点や近隣都市間を結ぶ都市の骨格となる軸の配置、概ねの土地利用のゾーニングをあらわす将来都市構造を設定します。

1 将来土地利用（ゾーニング）

市域の将来土地利用の骨格となる構造として、「都市的領域」「田園区域」「自然区域」を設定し、地域特性を踏まえつつ、秩序ある土地利用を図ります。

（１） 都市的領域

「都市的領域」は、主に「市街地としての基盤整備や土地利用の誘導により、都市機能の集積を図る区域」と位置づけます。

- ・ 「各種商業機能や業務機能、コンベンション機能の集積を図る区域」（商店街を中心とする既成市街地や燕三条駅周辺など）
- ・ 「産業基盤の整備や改善により、産業立地等を促す区域」（工業系用途地域や工業団地など）
- ・ 「生活基盤の改善、更新や土地利用制限の見直しなどにより、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域」（住居系用途地域など）
- ・ 「環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた土地利用の適切な誘導や市街地基盤の適切な改善、更新を図る区域」（大規模な集落地など一定程度のまとまりをもち、今後、地域の核としての役割が期待される区域）

（２） 田園区域

「田園区域」は、主に「農業生産地としての農地や集落地により構成されている区域を農業生産環境の維持・改善と集落地における生活環境の向上などにより、農業振興を図る区域」と位置づけます。

- ・ 「第一次産業の生産拠点として、保全・活用を図る区域」（農業基盤の整った優良農地をはじめとする農用地区域としてのまとまりある区域）
- ・ 「生活基盤の改善などにより、集落環境の維持・向上を図る区域」（農地の周囲に点在する集落地）
- ・ 「農地と調和した地域環境の保全に向けて、土地利用の適切な誘導を図る区域」（用途地域縁辺（周辺）にあって、将来、宅地化が懸念される区域）

（３） 自然区域

「自然区域」は、「山間部や河川など、将来にわたり貴重な自然環境・空間として保全を図るべき区域、又は保全を図りながら自然とふれあえる場として活用する区域」と位置づけます。

- ・ 「市域における貴重な自然空間として積極的に保全するとともに、一部については、市民が自然とふれあえる場として活用する区域」（越後三山只見国定公園や奥早出栗守門県立自然公園、市街地に隣接する丘陵地）
- ・ 「河川とその周辺の防災性を高めるとともに、市域における身近で貴重な水辺空間として、活用する区域」（信濃川、五十嵐川など）

2 拠点と軸の形成

（１） 拠点の形成方針

① 中心拠点〔都市機能を集積すべき拠点〕

- ・ 中心市街地地区 既成市街地（東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした区域）
- ・ 三条庁舎周辺〔中心業務拠点〕
- ・ 須頃地区〔広域交流拠点〕
- ・ 上須頃地区〔連携生活拠点〕

② 地域拠点〔地域の生活拠点〕

- ・ 市役所栄庁舎周辺及び下田庁舎周辺

③ 広域連携地域拠点〔福島県只見町との連携拠点〕

- ・ 八木ヶ鼻温泉周辺

④ 産業拠点・研究拠点

- 産業拠点〔業務機能や生産機能を集積すべき拠点〕
- ・ 既存の工場集積地・工業団地、栄地域国道8号沿線など
- 研究拠点〔研究機能の充実を図る拠点〕
- ・ 燕三条地場産業振興センター、三条市立大学

⑥ 定住拠点〔定住促進に向けた拠点〕

- ・ 第一種低層住居専用地域など

（２） その他の拠点の形成方針

① 交通拠点〔交通の結節機能の有効活用・近隣都市間の連携を担う拠点〕

- ・ 須頃地区（燕三条駅、三条・燕インターチェンジ周辺）
- ・ 栄スマートインターチェンジ周辺
- ・ 東三条駅周辺

② 歴史・文化拠点〔歴史的な奥行き感や地域固有の趣を創り出している空間の拠点〕

- ・ 本成寺、三条別院
- ・ 三条市歴史民俗産業資料館及び別館「ほまれあ」、三条市立図

書館「まちやま」など

③ スポーツ・レクリエーション拠点〔市民の憩いの場・観光交流の拠点〕

- ・ 総合運動公園、六ノ町河川緑地、総合グラウンドなど
- ・ 八木ヶ鼻温泉、下田地区のキャンプ場など
- ・ しらさぎ森林公園、大崎山公園、ミスベリング三条など
- ・ 道の駅「漢学の里しただ」
- ・ 新たな「道の駅」、「まちの駅」の設置検討

（３） 軸の形成方針

① 国土交通軸〔広範な都市間の移動機能として確保すべき軸〕

- ・ 北陸自動車道、国道8号、JR上越新幹線

② 圏域交通軸〔近隣都市間や市域内の移動機能として確保すべき軸〕

- ・ 国道289号、国道289号バイパス、国道290号、国道403号、国道403号三条北バイパス、主要地方道など
- ・ JR信越本線・弥彦線

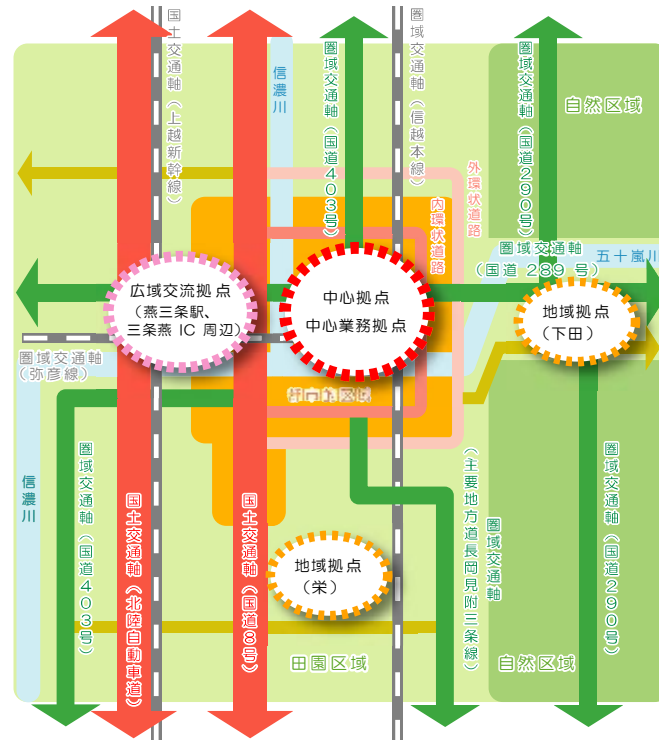
③ 域内交通軸〔地域内もしくは市街地内の移動機能として確保すべき軸（都市軸、外環状軸、内環状軸、地域連携軸、地域軸）〕

- ・ 新保裏館線、西大崎西本成寺線、荒町北中線、県道大面保内線、下坂井四ノ町線、下谷地合屋線など

④ 自然・環境軸〔自然空間として保全すべき軸〕

- ・ 信濃川・五十嵐川、越後三山只見国定公園・奥早出栗守門県立自然公園

～将来都市構造の骨格～



～将来都市構造図～



□ 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、「将来土地利用(ゾーニング)」と「拠点」「軸」におけるそれぞれの位置づけを踏まえ、土地利用に関するより具体的な方針と、方針の実現に資する施策等の考え方を示します。

1 都市的區域の配置方針

(1) 商業・業務区域

主に、商業系用途地域が指定されている区域や、地域の拠点として各種の公共施設などが集積する区域とし、都市基盤の改善や機能の強化や、**立地適正化計画の誘導施策**により、商業・業務機能等の集積を図る区域と位置づけます。

(2) 産業区域

主に、工場が集積している区域を産業区域とし、既存産業の振興を図る区域と位置づけます。

また、周辺の土地利用状況を踏まえつつ、生産性向上に向けた企業規模の拡大への柔軟な対応として、**周辺の土地利用や環境に配慮しながら産業基盤の維持に努めます。**

(3) 住宅区域

主に、住居がまとまって立地している区域を住宅区域とし、生活基盤の改善、秩序ある開発行為等の誘導や土地利用制限の見直し等により、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域と位置づけ、**「三条市立地適正化計画」に基づき居住誘導を図ります。**

2 田園區域の配置方針

(1) 農業区域

農業は、本市産業の重要な柱の一つであり、農地は景観形成、環境保全や**防災面において**多様な機能を有していることから、農用地区域をはじめとする優良農地の無秩序な転用等を防止し、生産環境の適切な保全方を講じることとします。

(2) 集落区域

一定規模のまとまりを持つ集落区域については、周辺環境との調和を勘案しながら、地域の状況を踏まえた土地利用や生活基盤の適切な整備・拡充により環境の改善を図ります。また、農地の周囲に点在する集落地等については、周辺環境と調和した居住環境を形成していることから、集落特性に応じた土地利用や生活基盤の適切な整備・拡充により環境の保全を図ります。

(3) 用途地域縁辺区域

用途地域の縁辺(周辺)の区域については、一部で用途地域外への市街地の拡大が見受けられます。

このことから、当該地域の土地利用現況や都市基盤の現状、法規制の状況等を勘案しながら、無秩序な開発を抑制し良好な環境の保全を図ります。

3 自然區域の配置方針

(1) 森林区域

自然公園については、市域のみならず圏域の貴重な自然空間であることから、ここに広がる森林の適切な管理・保全を促進します。また、自然に親しむことのできる場としても活用します。

丘陵地及び山間地については、水源かん養機能や景観形成、環境保全など多様な機能を有する空間であり、市の風景を特徴づける山並み景観を構成していることから、森林の適切な管理・保全を促進します。

特に集落区域に接する、いわゆる里山については、都市的な土地利用が行われやすいことから、適切な土地利用の誘導と、雑木林等身近な樹林地の管理・保全を促進します。また、身近な自然に親しむことができる場としての活用を検討します。**さらに、八木ヶ鼻周辺地域等アウトドア施設などレクリエーション・交流の場としての活用も促進します。**

(2) 水辺区域

市内を流れる信濃川、五十嵐川、刈谷田川やその他の中小河川などについては、河川改修により安全性の向上を図ります。**また、河川緑地等においては、各種レクリエーション・イベント等を通じて水と親しむことのできる空間としても活用します。**

～土地利用方針図～



□ 土地利用誘導施策の基本方針

- 市域の土地利用を計画的に誘導するため、都市計画区域の見直しも含め、総合的な取組を進めます。
- 用途地域内については、引き続き都市基盤の整備・改善を推進し、土地の有効利用を促進するとともに、特別用途地区や地区計画等の活用を視野に入れながら、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 用途地域外については、用途地域縁辺や市役所栄庁舎、下田庁舎周辺など、宅地化の懸念が高い地域や都市機能の集積を促す地域において、特
「三条市立地適正化計画」による誘導施策に置き換えるため削除
の誘導を図ります。
- 河川改修や都市
影響等を検証し、必要に応じた地域地区等の指定・変更を検討します。
- 市域の土地利用を図るにあたり、山地等の災害発生危険箇所とその周辺区域、及び災害発生が懸念される区域における開発行為等は、原則として、抑制するものとします。

□ 都市施設等の整備方針

都市施設等については、今後本市の人口減少が予測される中、社会インフラの選択と集中による効果的かつ経済的な公共投資を基本に、既存都市施設等の適正な維持管理とともに、本市の都市づくりを取り巻く社会状況や各地域の実情を踏まえながら、本市の特性を活かした持続可能な都市づくりに寄与する必要な整備を図っていくものとします。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「新潟県福祉のまちづくり条例」や「三条市ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進することにより、誰もが利用しやすい施設環境をめざします。

1 道路の整備方針

(1) 道路の整備方針

① 国土交通軸の整備方針

- ・ 国道8号米拡幅の早期完成と須頃地区以北の4車線化の促進

② 圏域交通軸の整備方針

- ・ 国道・県道の整備・改良の促進と都市計画道路との連携強化
- ・ 都市計画道路に指定されている主要幹線道路の整備促進
- ・ 国道289号八十里越の整備促進と、開通に伴う今後の交通需要の変化を見込んだ市街地との道路ネットワークの強化
- ・ 市南部における東西方向の連携強化を担う幹線道路の検討

③ 域内交通軸の整備方針

- ・ 「新保裏館線」の整備推進
- ・ 「田島曲淵線」の整備推進

- ・ 「一ノ木戸西本成寺線」「島田線」の整備推進
- ・ 「大島東大崎線」「西大崎西本成寺線」の整備推進
- ・ その他の都市計画道路や県道・幹線市道等の財政状況を踏まえた整備推進

(2) 道路環境の改善方針

① 安全な道路空間の確保

② 質の高い道路空間の創出

- ・ 民間活力導入による適正な維持管理

③ 雪に強い道路の整備

(3) 都市計画道路の整備と見直し

- ・ 効果の高い路線、区間における優先的整備
- ・ 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都市計画道路網の見直し

2 公共交通施設の整備方針

① 交通結節拠点の整備、連携強化等

- ・ 鉄道とバス交通等の連携などによる公共交通環境の向上と交通結節機能の強化

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した取組や駐車場・駐輪場等の施設整備に向けた取組、施設機能の拡充等による利便性の向上

- ・ パークアンドライド方式の駐車場の確保・整備

② 鉄道交通の充実

- ・ 運転本数見直し等関係機関への働きかけ

③ バス交通の維持・充実

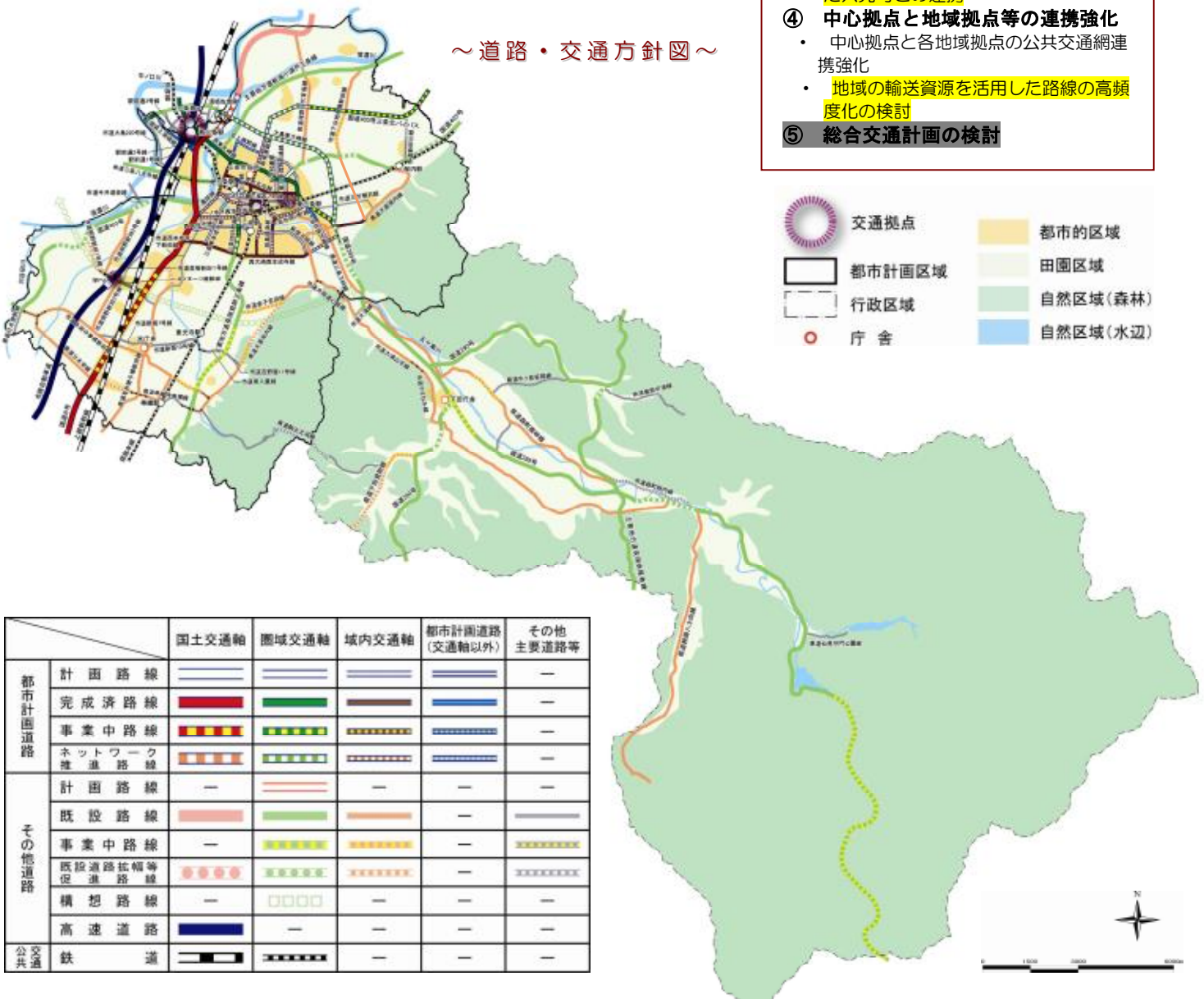
- ・ 運行の維持と利便性向上
- ・ 地域主体のコミュニティバス拡大検討
- ・ 利用方法の周知と利用促進
- ・ AI オンデマンド交通システムのさらなる利用利便性の向上
- ・ 国道289号八十里越の開通を見据えた只見町との連携

④ 中心拠点と地域拠点等の連携強化

- ・ 中心拠点と各地域拠点の公共交通網連携強化
- ・ 地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化の検討

⑤ 総合交通計画の検討

～道路・交通方針図～



		国土交通軸	圏域交通軸	域内交通軸	都市計画道路 (交通軸以外)	その他 主要道路等
都市計画道路	計画路線	——	——	——	——	—
	完成済路線	——	——	——	——	—
	事業中路線	——	——	——	——	—
	ネットワーク 推進路線	——	——	——	——	—
その他道路	計画路線	—	——	—	—	—
	既設路線	——	——	——	——	——
	事業中路線	—	——	——	——	——
	既設道路拡幅等 促進路線	——	——	——	——	——
	構想路線	—	——	—	—	—
公共交通	高速道路	——	——	——	——	——
	鉄 道	——	——	——	——	——

3 公園・緑地の整備方針

公園や緑地は、都市に潤いややすらぎをもたらすとともに、防災面においても避難地としての役割をはじめ多様な重要な機能を担っていることから、公園・緑地整備を推進する「緑の基本計画」の策定等により、整備・保全を計画的に進めます。

また、このような機能を「グリーンインフラ」の理念に基づきながら、既存の各種公園・緑地の適正な維持管理を図るとともに、効果的・計画的な公園・緑地の整備に努めます。

① 緑の拠点となる大規模な公園の整備

- 適切な管理、公園機能の改善、向上
- 自然を活かした機能の充実
- 防災機能を有する公園整備についての調査研究

② 身近に利用できる公園の整備

- 関連公園配置や市域内の居住人口バランスに配慮した公園整備
- 再配置計画策定による公園の適正配置

③ 河川緑地等

- 緑地環境や遊歩道・サイクリングロード等の維持管理
- 市民との協働活動による親しみのある水辺空間の創出
- 防災教育の拠点としての活用

④ 水と緑のネットワークの形成

- ポケットパークなどの施設等の整備
- 河川緑地等の水辺空間の活用した施設等の整備
- 水と緑のネットワークの形成による質の高い緑豊かな市街地環境の創出

⑤ 良好な緑地の保全

- 社寺林・市街地内の緑地の保全
- 自然公園地域、保安林、地域森林計画対象民有林の適切な管理・保全

4 河川・水路の整備方針

近年の激甚化・頻発化する集中豪雨や台風及び、宅地化の進展等により懸念される家屋の浸水被害や道路冠水といった水害リスクへの対策として、治水対策の強化を推進します。

また、河川は都市の貴重な水辺空間でもあることから、河川敷等の利活用を含め、市民の潤いややすらぎの場として、地域に根ざした川づくりを進めます。

① 治水対策

- 信濃川、五十嵐川、その他中小河川等の河川改修の促進
- 排水路改修等による内水排除の改善

② 河川空間の整備

- 潤いややすらぎの場としての環境整備
- 市街地の再生・活性化にも配慮した水辺空間の整備
- 競馬場の跡地利用の検討

5 公共下水道等の整備方針

生活環境の改善、浸水の軽減及び公共用水域の水質の保全など、衛生的で暮らしやすい都市環境を創出するとともに、生態系と一体的に捉えた、健全で良好な水環境の保全・創出を図るため、下水道の整備を推進します。

公共下水道及び農業集落排水の整備方針

① 公共下水道事業等の整備

- 広報活動の推進による供用開始区域内における接続率の向上
- 雨水貯留施設の整備

② 農業集落排水事業の整備

- 施設の効率的利用と長寿命化
- 広報活動推進による接続率の向上

6 その他の公共公益施設等の整備方針

都市活動を支える上での重要な役割を果たしているその他の公共公益施設については、必要性和需要等に見合った施設整備や、既設施設の機能維持・向上を進めることで、市民誰もが暮らしやすい都市環境の構築を進めます。

① 水の安定供給に向けた上水道施設の強化

② 公営住宅の環境改善

③ 公共施設の適正な管理

④ 情報通信基盤の充実

⑤ その他の施設整備（体育・文化・福祉・健康増進・教育施設等）

- 「三条市公共施設等総合管理計画」及び「三条市公共施設再配置計画」に基づいた公共施設の適正な維持管理
- 本市の将来人口規模等に応じた施設の適正な配置

～公園・緑地等方針図～



□ 都市環境の形成・保全等の方針

1 市街地環境（都市的・区域）及び居住環境（田園区域）の形成方針 自然を活かした暮らしやすい都市の環境を形成するため、積極的な緑化による緑豊かな都市づくりを進めるとともに、地球規模で進む環境問題に対応した環境負荷の小さい都市づくりを進めます。 ① 必要に応じた土地地区画整理事業等の導入の検討と開発行為等の適正な土地開発の誘導 ② 地区計画・建築協定・緑地協定等の導入促進 ③ 公共空間における緑化の促進と市民参加による緑化の推進 ④ 良好な居住環境の維持・向上、住宅と工場が共生する都市づくり及び安全で良質な住宅・宅地の供給 ⑤ 集落環境の維持・向上 ⑥ 防犯・事故防止に配慮した都市空間の整備と地域活動	4 ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりの方針 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「新潟県福祉のまちづくり条例」等に基づいた、既存施設のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインに配慮した都市づくりにより、できる限りすべての人が、暮らしの様々な場面で、いきいきと活動できるような市街地空間の整備を進めます。 ① 現在は「三条市ユニバーサル推進指針」による施設整備を前提としているため削除（第5章都市施設等の整備方針に記載）。 ② ③ ④
2 自然環境（自然区域）及び農林環境（田園区域）等の保全力 森林や農地などの豊かな自然環境については、本市の大きな財産として次代に引き継ぐため、その保全とともに、自然とのふれあいの場として活用します。また、農地や山林の効率的な維持管理と経営に有効な新技術の導入を図るなど、農林従事者の高齢化や担い手不足の解消を促進します。 河川等の水辺については、市街地の貴重な自然環境、また、水生生物などの生息地として、生態系にも配慮した水辺の保全と再生を進めます。 ① 森林の保全・活用 ② 屋敷林や社寺林の保全 ③ 農地の保全・活用 ④ 自然生態系にも配慮した水辺環境の保全・再生 ⑤ 水とふれあう空間としての活用	4 環境負荷の小さい都市づくりの方針 「三条市環境基本計画」や「三条市地球温暖化対策防止実行計画」などに基づきながら、脱炭素社会の実現に向けて、市民一人ひとりが環境に配慮した無理の無い消費行動を行うとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用・創出を図ります。 ① 自家用車に過度に依存しない質が高く機能的な都市空間の形成や公共交通機関の充実などによる環境負荷の低減 ② し尿・浄化槽汚泥や生ごみの肥料化などのリサイクルシステムの構築と3R(リデュース、リユース、リサイクル)を踏まえた施策の展開による循環型社会の形成 ③ 脱炭素社会の実現に向けた市民意識の醸成 ④ 自然環境や景観と調和の取れた再生可能エネルギーの導入など
3 景観形成の方針 豊かな自然環境や歴史文化的遺産など、多彩で美しい景観要素を有しており、本市固有の景観が形成されています。これらの景観は、ふるさととしての愛着や、ここに暮らすことへの誇りを醸成する要素でもあることから、「新潟県景観計画」に基づき、本市の豊かな自然環境や地域風土、歴史的なまちなみ等を保全していくとともに、駅や中心市街地等における良好な景観形成に努めます。 ① 自然景観の保全 ② 歴史文化的な景観の保全・活用 ③ 市街地景観の保全・緑化の推進	5 観光に関わる環境の形成方針 五十嵐川や国定公園・県立自然公園に広がる森林などの豊かな自然環境や本成寺などの歴史文化的な資源、全国的にも有名な刃物産地、金属加工技術の集積地、さらにはその技術を活かした発展を遂げたアウトドアのまちであるなど、多様な観光資源を有する地域の特性を活かし、観光拠点の機能の充実とそのネットワーク化により、市内外を問わず多くの人が集まり、交流する都市づくりを進めます。 ① 広域観光ルートの主軸の形成 ② 観光ネットワークの環境づくり ③ 「八十里越街道」で繋がる広域観光施策の推進

□ 防災都市づくりの方針

1 災害等に強い都市づくりの整備方針 災害の未然防止や災害発生時の安全で確かな避難、円滑な救援・復旧活動などによる被害の縮減など、総合的な対策を講じることにより、災害の起こりにくい、また被害が拡大しにくい都市づくりを推進します。 また、そのためにも市民の防災意識及び地域の防災力の向上に資する取組を推進します。 ① 災害・緊急時に対応できる道路網の整備 ② 避難路・避難場所の確保 ③ 供給施設等の確保 ④ 災害危険箇所等の把握 ⑤ 災害時の連絡体制等の強化と減災体制の構築	2 水害に強い都市づくりの整備方針 近年の集中豪雨の増加や都市化の進展等により、内水による家屋の浸水被害や道路の冠水被害といった水害リスクの増加を踏まえ、ソフト・ハード両面からの対策の強化とともに、あらゆる関係者が協働し流域全体で行う流域治水に基づく、総合的かつ多層的な対策により、水害に強い都市づくりを推進します。 ① 河川整備の促進 ② 流域全体で行う多層的な取組の推進	3 震災に強い都市づくりの整備方針 地震発生時の火災、建物の倒壊による円滑な避難への支障を低減するため、建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、避難路やオープンスペースの適切な確保など、被害が拡大しにくい都市構造を構築することにより、震災に強い都市づくりを推進します。 ・ 密集市街地の建築物等の耐震・不燃化の促進 ・ 狭隘道路などの拡幅等による改善やオープンスペースの確保	4 土砂災害への対応と雪害対策の強化 土砂災害等危険箇所は、大雨、台風、融雪などにより、日常的に危険性が高いことから、総合的な対策を図ることにより、安全な暮らしを確保します。 また、冬期間の積雪に適切に対応した雪に強い都市づくりを進めます。 ① 土砂災害への対応 ・ 降雨時の巡視体制の強化、避難体制の確立・強化など ② 雪害対策の強化 ・ 除雪管理システムの活用による情報発信など
---	---	---	--

三条市都市計画マスタープラン

～三条市の都市計画に関する基本的な方針～

〔概 要 版〕



三 条 市

□ はじめに

策定の背景と趣旨

平成 17 年 5 月 1 日の旧三条市、栄町、下田村の合併により市域が大幅に拡大し、都市構造が大きく変化したことから、新たな都市像やまちづくりの方向性を明らかにすることが、重要かつ急務となっております。

また、人々の価値観の多様化、少子高齢社会の進行、高度情報社会や地方分権社会の到来など社会情勢、さらには、地球規模の環境問題の深刻化等、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

今後の都市づくりにおいては、安全で質の高い暮らしを支えつつ、人口減少・少子高齢社会の到来に伴う公共投資余力の減少や都市・環境問題等の課題に適切に対応し、持続可能な都市として発展できるよう、総合的な都市整備と再構築を進めて行く必要があります。

このようなことから、都市の個性や歴史・文化を活かした「次の世代とともに安心して住み続けることのできるまち」を創造して行くために、長期的視点に立った、「まちづくりのガイドライン」となる『三条市都市計画マスタープラン』を平成 20 年 3 月に策定したものです。

『三条市都市計画マスタープラン概要版』は、内容を広く市民の皆様にご覧いただくために作成したものです。

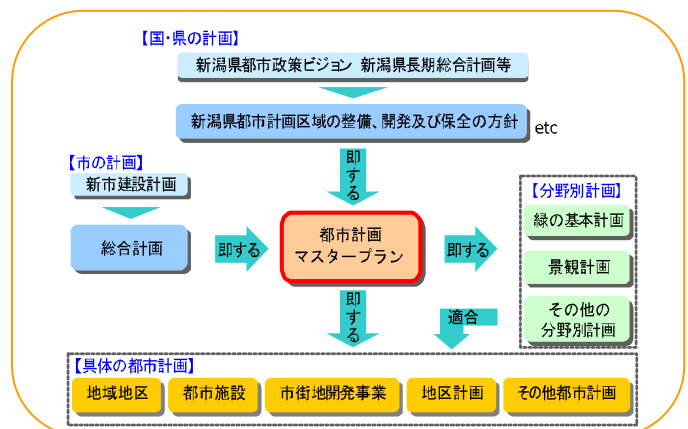
□ 都市計画マスタープランの構成等

『都市計画マスタープラン』の位置づけ

『都市計画マスタープラン』は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として「都市計画法第 18 条の 2」に定められている計画です。

都市計画に関連する都市づくりは、この『都市計画マスタープラン』に即して行われます。

『三条市都市計画マスタープラン』は、図に示すとおり、「三条市総合計画」などに即して定めることとなります。



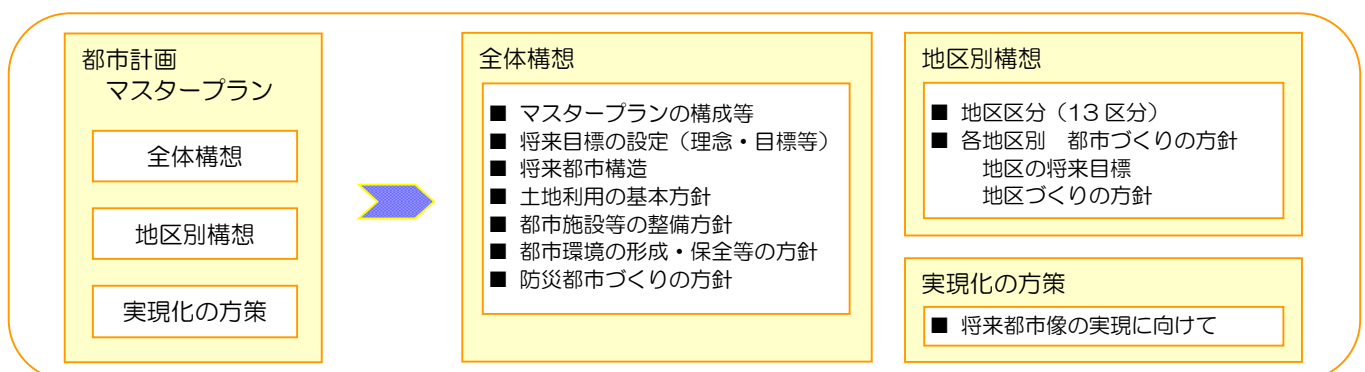
『都市計画マスタープラン』の目標年次と対象区域

- 計画目標期間は、都市づくりがその実現に至るまでに多くの時間を要することから、概ね 20 年先を展望して策定することとします。また、都市計画マスタープランに示す方針や諸方策は、社会情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化等に対応して、適宜必要な見直しを行うものとします。
- 三条市全域における均整のとれた一体的・総合的な方針を構築するため、都市計画区域の指定してある三条・栄地域、及び都市計画区域外の下田地域も含めた全市域を対象範囲とします。

目標年次：『平成 36 年（2024 年）』

対象区域：『三条市全域』

『都市計画マスタープラン』の構成



- 「全体構想」：めざすべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等、「市域全体の都市づくりの方向性を示す」ものです。
- 「地区別構想」：全体構想に示された整備の方針等をもとに、それぞれの適切なまとまりのある地域の特徴や地域固有の資源を活かし、あるべき地域像、実施されるべき施策等、「各地域の実状に対応した都市づくりの方針」を定めます。
- 「実現化の方策」：実現に至るまでの都市づくり方針、事業・制度の見直し方策、新たな制度・事業の適用方策、市民と行政(市)の協働による都市づくり等、「めざす都市づくりを実現するための具体的な取組」を定めます。

□ 将来目標の設定

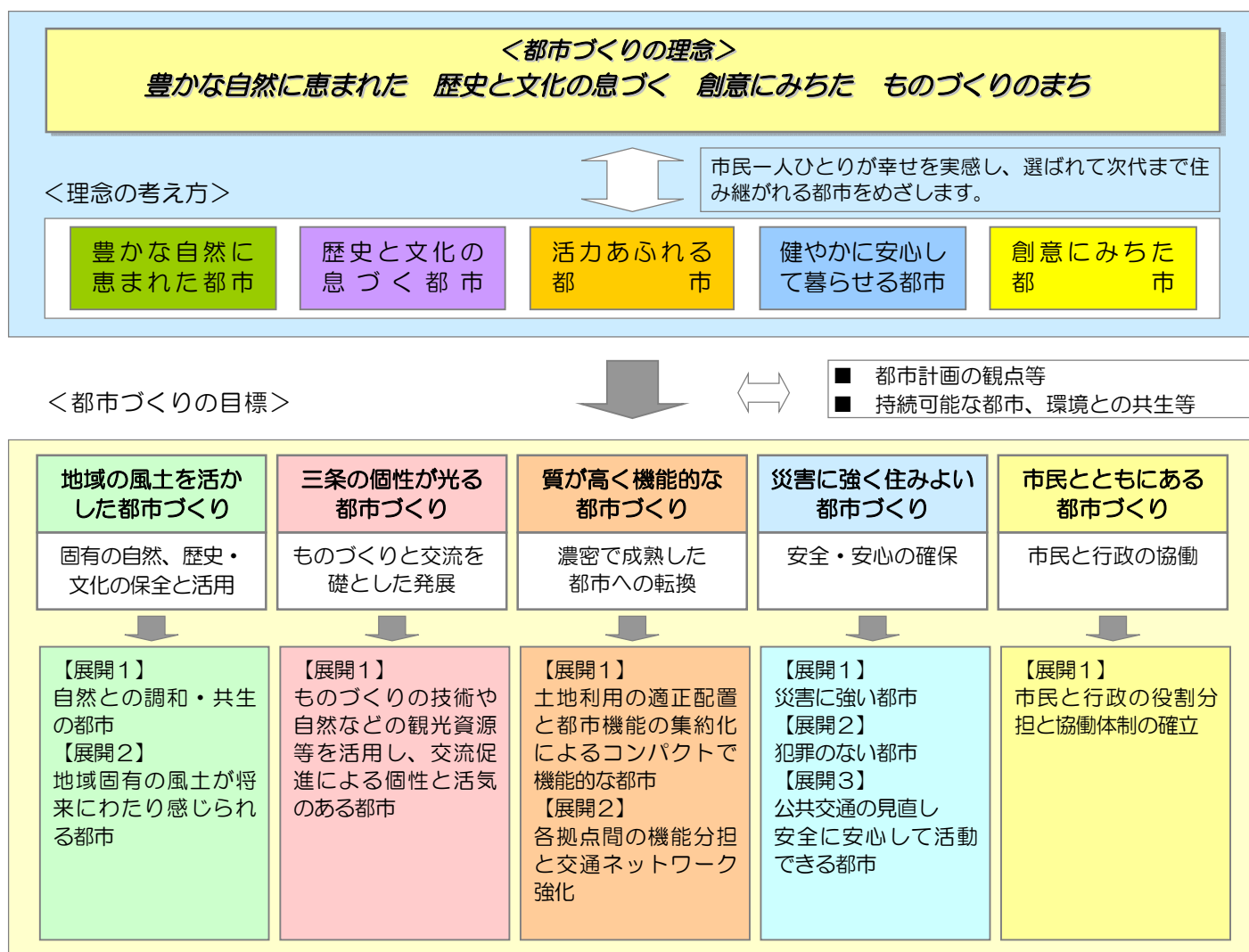
都市計画マスタープランの都市づくりの理念と目標の概要

「三条市総合計画(計画期間：平成 19-26 年)」では、めざす将来の姿として、『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』と掲げています。

三条市都市計画マスタープランにおいても、将来の姿についてはこの考え方を共有した都市づくりを進めて行くこととし、「都市づくりの理念」を以下のように設定します。

『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』

また、都市づくりの理念を踏まえ、次に示す5つの「都市づくりの目標」を掲げます。



将来都市フレーム（将来人口及び世帯数）

都市の規模や配置計画の基準となる「目標年次の人口・世帯数の将来値」を下記のとおり設定します。

「平成 26 年（2014 年）の人口 103,000 人 世帯数 31,500 世帯 （中間年度）
 「平成 36 年（2024 年）の人口 100,000 人 世帯数 32,000 世帯 （目標年度）」

項 目	実績値(国勢調査)			将来値	
	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成26年	平成36年
総人口(人)	109,583	107,662	104,749	103,000	100,000
世帯数(世帯)	29,978	30,867	31,145	31,500	32,000
1世帯人員(人/世帯)	3.7	3.5	3.4	3.3	3.1

□ 将来都市構造

将来都市像の実現をめざし、市の拠点や近隣都市間を結ぶ都市の骨格となる軸の配置、概ねの土地利用のゾーニングをあらわす将来都市構造を設定します。

1 将来土地利用（ゾーニング）

市域の将来土地利用の骨格となる構造として、「都市的領域」「田園区域」「自然区域」を設定し、地域特性を踏まえつつ、秩序ある土地利用を図ります。

（１） 都市的領域

「都市的領域」は、主に「市街地としての基盤整備や土地利用の誘導により、都市機能の集積を図る区域」と位置づけます。

- ・ 「各種商業機能や業務機能、コンベンション機能の集積を図る区域」（商店街を中心とする既成市街地や燕三条駅周辺など）
- ・ 「産業基盤の整備や改善により、産業立地等を促す区域」（工業系用途地域や工業団地など）
- ・ 「生活基盤の改善、更新や土地利用制限の見直しなどにより、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域」（住居系用途地域など）
- ・ 「環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた土地利用の適切な誘導や市街地基盤の適切な改善、更新を図る区域」（大規模な集落地など一定程度のまとまりをもち、今後、地域の核としての役割が期待される区域）

（２） 田園区域

「田園区域」は、主に「農業生産地としての農地や集落地により構成されている区域を農業生産環境の維持・改善と集落地における生活環境の向上などにより、農業振興を図る区域」と位置づけます。

- ・ 「第一次産業の生産拠点として、保全・活用を図る区域」（農業基盤の整った優良農地をはじめとする農用地区域としてのまとまりある区域）
- ・ 「生活基盤の改善などにより、集落環境の維持・向上を図る区域」（農地の周囲に点在する集落地）
- ・ 「農地と調和した地域環境の保全に向けて、土地利用の適切な誘導を図る区域」（用途地域縁辺（周辺）にあって、将来、宅地化が懸念される区域）

（３） 自然区域

「自然区域」は、「山間部や河川など、将来にわたり貴重な自然環境・空間として保全を図るべき区域、又は保全を図りながら自然とふれあえる場として活用する区域」と位置づけます。

- ・ 「市域における貴重な自然空間として積極的に保全するとともに、一部については、市民が自然とふれあえる場として活用する区域」（越後三山只見国定公園や奥早出栗守門県立自然公園、市街地に隣接する丘陵地）
- ・ 「河川とその周辺の防災性を高めるとともに、市域における身近で貴重な水辺空間として、活用する区域」（信濃川、五十嵐川など）

2 拠点と軸の形成

（１） 拠点の形成方針

- ① **中心拠点**〔賑わいの創出と各種の都市機能を集積すべき拠点〕
 - ・ 既成市街地（東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした区域）
- ② **中心業務拠点**〔市民の利便性の向上を図る拠点〕
 - ・ 市役所三条庁舎周辺
- ③ **広域交流拠点**〔各種の都市機能を高度に集積すべき拠点〕
 - ・ 須頃地区（燕三条駅周辺）
- ④ **地域拠点**〔地域の生活拠点〕
 - ・ 市役所栄庁舎周辺及び下田庁舎周辺

⑤ 産業拠点・研究拠点

- **産業拠点**〔業務機能や生産機能を集積すべき拠点〕
 - ・ 既存の工場集積地・工業団地、須頃地区など
- **研究拠点**〔研究機能の充実を図る拠点〕
 - ・ 大崎山公園北部の丘陵地（大崎地区）、リサーチコア、地場産業振興センター、商工会議所（須頃地区）、新潟県農業総合研究所畜産研究センター（棚鱒地区）
- ⑥ **定住拠点**〔定住促進に向けた拠点〕
 - ・ 第一種低層住居専用地域など

（２） その他の拠点の形成方針

- ① **交通拠点**〔交通の結節機能の有効活用・近隣都市間の連携を担う拠点〕
 - ・ 須頃地区（燕三条駅、三条・燕インターチェンジ周辺）
 - ・ 栄パーキングエリア周辺
 - ・ 東三条駅周辺
- ② **歴史・文化拠点**〔歴史的な奥行き感や地域固有の趣を創り出している空間の拠点〕
 - ・ 本成寺、東別院、三条八幡宮など
 - ・ 東山寺、石動神社など
- ③ **レクリエーション拠点**〔市民の憩いの場・観光交流の拠点〕
 - ・ 五十嵐神社、八木神社など
 - ・ 八木ヶ鼻、八木ヶ鼻温泉、越後長野温泉など
 - ・ 保内公園、しらさぎ森林公園、中浦ヒメサユリ森林公園など
 - ・ 道の駅「漢学の里しただ」
 - ・ 新たな「道の駅」、「まちの駅」の設置検討

（３） 軸の形成方針

- ① **国土交通軸**〔広範な都市間の移動機能として確保すべき軸〕
 - ・ 北陸自動車道、国道8号、JR上越新幹線
- ② **圏域交通軸**〔近隣都市間や市域内の移動機能として確保すべき軸〕
 - ・ 国道289号、国道289号バイパス、国道290号、国道403号、国道403号三条北バイパス、主要地方道など
 - ・ JR信越本線・弥彦線
- ③ **域内交通軸**〔地域内もしくは市街地内の移動機能として確保すべき軸（都市軸、外環状軸、内環状軸、地域連携軸、地域軸）〕
 - ・ 新保裏館線、西大崎西本成寺線、荒町北中線、県道大面保内線、田島四ノ町線など
- ④ **自然・環境軸**〔自然空間として保全すべき軸〕
 - ・ 信濃川・五十嵐川、越後三山只見国定公園・奥早出栗守門県立自然公園

□ 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、「将来土地利用(ゾーニング)」と「拠点」「軸」におけるそれぞれの位置づけを踏まえ、土地利用に関するより具体的な方針と、方針の実現に資する施策等の考え方を示します。

1 都市的區域の配置方針	2 田園區域の配置方針	3 自然區域の配置方針
(1) 商業・業務区域 主に、商業系用途地域が指定されている区域や、地域の拠点として各種の公共施設などが集積する区域とし、都市基盤の改善や機能の強化、土地の高度利用の促進により、商業・業務機能等の集積を図る区域と位置づけます。 (2) 産業区域 主に、工業系用途地域が指定されている区域とし、生産環境の改善、機能の強化により、既存産業の振興と新たな産業立地の促進を図る区域と位置づけます。 用途地域指定外に位置する工業団地や国道8号沿線については、産業基盤の整備や改善を進めることにより、産業立地等を促す区域と位置づけます。 (3) 住宅区域 主に、住居系用途地域が指定されている区域とし、生活基盤の改善、秩序ある開発行為等の誘導や土地利用制限の見直し等により、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域と位置づけます。	(1) 農業区域 農業は、本市産業の重要な柱の一つであり、農地は景観形成、環境保全など多様な機能を有していることから、農用区域をはじめとする優良農地の無秩序な転用等を防止し、生産環境の適切な保全方策を講じることとします。 (2) 集落区域 一定規模のまとまりを持つ集落区域については、周辺環境との調和を勘案しながら、地域の状況を踏まえた土地利用や生活基盤の適切な整備・拡充により環境の改善を図ります。また、農地の周囲に点在する集落地等については、周辺環境と調和した居住環境を形成していることから、集落特性に応じた土地利用や生活基盤の適切な整備・拡充により環境の保全を図ります。 (3) 用途地域縁辺区域 用途地域の縁辺(周辺)の区域については、今後とも無秩序な開発が懸念されます。 このことから、地域の特性に応じた土地利用の誘導等により、無秩序な開発を抑制し良好な環境を保全します。	(1) 森林区域 自然公園については、市域のみならず圏域の貴重な自然空間であることから、ここに広がる森林の適切な管理・保全を促進します。また、自然に親しむことのできる場としても活用します。 丘陵地及び山間地については、水源かん養機能や景観形成、環境保全など多様な機能を有する空間であり、市の風景を特徴づける山並み景観を構成していることから、森林の適切な管理・保全を促進します。 特に集落区域に接する、いわゆる里山については、都市的な土地利用が行われやすいことから、適切な土地利用の誘導と、雑木林等身近な樹林地の管理・保全を促進します。 また、身近な自然に親しむことができる場としての活用を検討します。 (2) 水辺区域 市内を流れる信濃川、五十嵐川、刈谷田川やその他の中小河川などについては、河川改修により安全性の向上を図ります。また、親水性を高めることで、水と親しむことのできる空間としても活用します。

～土地利用方針図～



□ 土地利用誘導施策の基本方針

- 市域の土地利用を計画的に誘導するため、都市計画区域の見直しも含め、総合的な取組を進めます。
- 用途地域内については、引き続き都市基盤の整備・改善を推進し、土地の有効利用を促進するとともに、特別用途地区や地区計画等の活用を視野に入れながら、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 用途地域外については、用途地域縁辺や市役所栄庁舎、下田庁舎周辺など、宅地化の懸念が高い地域や都市機能の集積を促す地域において、特定用途制限地域や地区計画等の活用を視野に入れながら、地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。
- 河川改修や都市計画道路の見直しなどにより、都市構造そのものが転換される場合は、現行用途地域による影響等を検証し、必要に応じた地域地区等の指定・変更を検討します。
- 市域の土地利用を図るにあたり、山地等の災害発生危険箇所とその周辺区域、及び災害発生が懸念される区域における開発行為等は、原則として、抑制するものとします。

□ 都市施設等の整備方針

都市施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、新潟県福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進することにより、誰もが利用しやすい施設環境をめざします。

公共交通は、市民の移動手段として基本的かつ重要な機能であることから、将来の都市構造や土地利用、施設立地等と連携した公共交通のあり方を踏まえ、交通機能充実を図り、過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる都市づくりをめざします。

1 道路の整備方針

(1) 道路の整備方針

① 国土交通軸の整備方針

- ・ 国道8号米拡幅の早期実現と須頃地区以北の4車線化の促進

② 圏域交通軸の整備方針

- ・ 国道・県道の整備・改良の促進と都市計画道路との連携強化
- ・ 都市計画道路に指定されている主要幹線道路の整備促進
- ・ 沿線の自然生態系の保全に配慮した国道289号八十里越の整備促進
- ・ 市南部における東西方向の連携強化を担う幹線道路の検討

③ 域内交通軸の整備方針

- ・ 「新保裏館線」の整備推進
- ・ 「田島曲渕線」の整備推進

- ・ 「一ノ木戸西本成寺線」「島田線」の整備推進
- ・ 「大島東大崎線」「西大崎西本成寺線」の整備推進
- ・ その他の都市計画道路や県道・幹線市道等の整備推進

(2) 道路環境の改善方針

① 安全な道路空間の確保

② 質の高い道路空間の創出

③ 雪に強い道路の整備

(3) 都市計画道路の整備と見直し

- ・ 効果の高い路線、区間における優先的整備
- ・ 都市計画道路の見直しを含めた総合的な都市計画道路網のあり方の検討

2 公共交通施設の整備方針

① 交通結節拠点の整備、連携強化等

- ・ 鉄道とバス交通等の連携などによる公共交通環境の向上と交通結節機能の強化
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した取組や駐車場・駐輪場等の施設整備に向けた取組、施設機能の拡充等による利便性の向上
- ・ パークアンドライド方式の駐車場の確保等に向けた取組の検討

② 鉄道交通の充実

- ・ 運転本数見直し等関係機関への働きかけ

③ バス交通の充実

- ・ 路線バスの充実や福祉バス・スクールバス等を有効活用したコミュニティバスの導入
- ・ 主として中心市街地や主要な拠点間を連絡する、バス路線等の確保・充実
- ・ 路線バス・循環バス・高速バスの運転本数や運行系統の見直し等の関連機関への働きかけ等

④ 中心拠点と地域拠点等の連携強化

- ・ 中心拠点と各地域拠点の公共交通網連携強化
- ・ 各拠点間の連携強化の取組の検討

⑤ 総合交通計画の検討

～道路・交通方針図～



3 公園・緑地の整備方針

公園や緑地は、都市に潤いややすらぎをもたらすとともに、防災面においても避難地としての役割をはじめ重要な機能を担っていることから、公園・緑地整備を推進する「緑の基本計画」を策定し、公園・緑地整備や民有地の緑化に対する総合的な整備・保全等を計画的に進めます。

- ① **緑の拠点となる大規模な公園の整備**
 - ・ 適切な管理、公園機能の改善、向上
 - ・ 自然を活かした機能の充実
 - ・ 防災機能を有する公園整備についての調査研究
- ② **身近に利用できる公園の整備**
 - ・ 関連公園配置や市域内の居住人口バランスに配慮した公園整備
- ③ **河川緑地等**
 - ・ 市民の憩いの場となるような緑地環境や遊歩道・サイクリングロード等の整備
 - ・ 市民との協働活動による親しみのある水辺空間の創出
- ④ **水と緑のネットワークの形成**
 - ・ ポケットパークなどの施設等の整備
 - ・ 河川緑地等の水辺空間の活用した施設等の整備
 - ・ 水と緑のネットワークの形成による質の高い緑豊かな市街地環境の創出
 - ・ 競馬場跡地における土地利用計画の検討
- ⑤ **良好な緑地の保全**
 - ・ 社寺林・市街地内の緑地の保全
 - ・ 自然公園地域、保安林、地域森林計画対象民有林の適切な管理・保全

4 河川・水路の整備方針

河川の整備にあたっては、平成 16 年に発生した 7.13 豪雨水害、平成 23 年に発生した 7.29 新潟福島豪雨を踏まえ、治水対策の強化を推進します。また、河川は都市の貴重な水辺空間でもあることから、河川敷等の利活用を含め、市民の潤いとやすらぎの場として、地域に根ざした川づくりを進めます。

- ① **治水対策**
 - ・ 信濃川水系河川における災害復旧事業及び河川改修の推進
 - ・ 排水路改修等による内水排除の改善
- ② **河川空間の整備**
 - ・ 潤いとやすらぎの場としての環境整備
 - ・ 市街地の再生・活性化にも配慮した水辺空間の整備

5 公共下水道等の整備方針

生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質の保全など、衛生的で暮らしやすい都市環境を創出するとともに、生態系と一体的に捉えた、健全で良好な水環境の保全・創出を図るため、下水道の整備を推進します。

公共下水道及び農業集落排水の整備方針

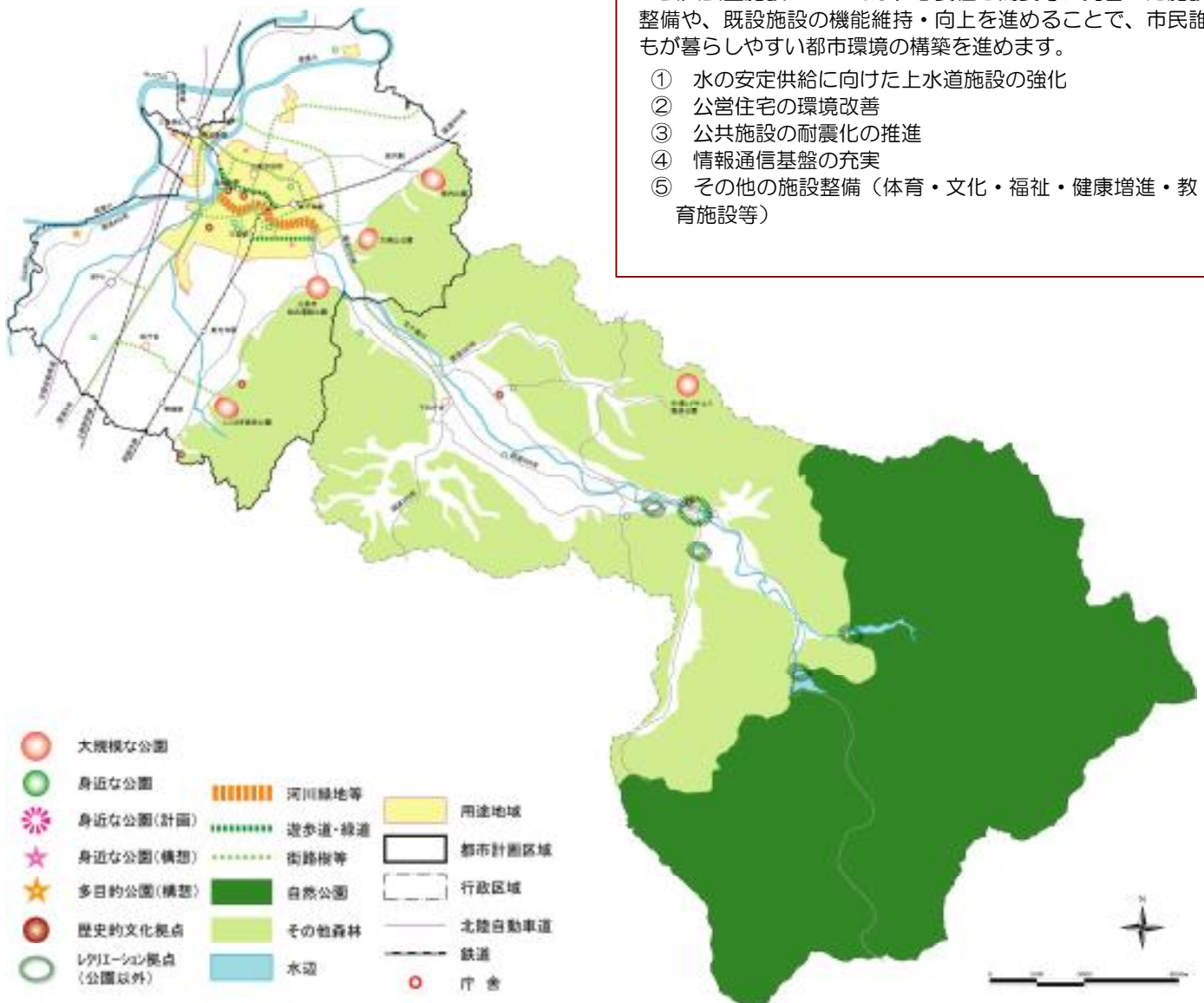
- ① 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の推進
- ② 農業集落排水事業の推進

6 その他の公共公益施設等の整備方針

都市活動を支える上での重要な役割を果たしているその他の公共公益施設については、必要性和需要等に見合った施設整備や、既設施設の機能維持・向上を進めることで、市民誰もが暮らしやすい都市環境の構築を進めます。

- ① 水の安定供給に向けた上水道施設の強化
- ② 公営住宅の環境改善
- ③ 公共施設の耐震化の推進
- ④ 情報通信基盤の充実
- ⑤ その他の施設整備（体育・文化・福祉・健康増進・教育施設等）

～公園・緑地等方針図～



□ 都市環境の形成・保全等の方針

1 自然環境（自然区域）及び農林環境（田園区域）等の保全力 森林や農地などの豊かな自然環境については、本市の大きな財産として次代に引き継ぐため、その保全とともに、自然とのふれあいの場として活用します。 河川等の水辺については、市街地の貴重な自然環境、また、水生生物などの生息地として、生態系にも配慮した水辺の保全と再生を進めます。 ① 森林の保全・活用 ② 屋敷林や社寺林の保全 ③ 農地の保全・活用 ④ 自然生態系にも配慮した水辺環境の保全・再生 ⑤ 水とふれあう空間としての活用	4 ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりの方針 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「新潟県福祉のまちづくり条例」等に基づいた、既存施設のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインに配慮した都市づくりにより、できる限りすべての人が、暮らしの様々な場面で、いきいきと活動できるような市街地空間の整備を進めます。 ① 誰もが使いやすい市街地空間の整備 ② 気軽に利用できる施設の整備 ③ 誰もが使いやすい交通環境の整備 ④ 誰もが見やすく理解しやすい案内標識等の整備
2 市街地環境（都市的・区域）及び集落環境（田園区域）の形成方針 自然を活かした暮らしやすい都市の環境を形成するため、積極的な緑化による緑豊かな都市づくりを進めるとともに、地球規模で進む環境問題に対応した環境負荷の小さい都市づくりを進めます。 ① 土地区画整理事業等の導入の検討と開発行為等の適正な土地開発の誘導 ② 地区計画・建築協定・緑地協定等の導入促進 ③ 公共空間における緑化の推進と市民参加による緑化の促進 ④ 良好な居住環境の維持・向上、住宅と工場が共生する都市づくり及び安全で良質な住宅・宅地の供給 ⑤ 集落環境の維持・向上 ⑥ 防犯・事故防止に配慮した都市空間の整備と防犯・事故防止活動	5 環境負荷の小さい都市づくりの方針 地球規模で進む環境問題に対応し、「持続可能な都市・環境づくり」への配慮が不可欠ことから、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄社会から、ごみの発生抑制・廃棄物の再利用など資源の循環を基本とした、環境負荷が小さい社会への転換を実現する都市づくりを進めます。 ① 自家用車に過度に依存しない質が高く機能的な都市空間の形成や公共交通機関の充実などによる環境負荷の低減 ② し尿・浄化槽汚泥や生ごみの肥料化などのリサイクルシステムの構築と3R(リデュース、リユース、リサイクル)を踏まえた施策の展開による循環型社会の形成 ③ 省エネルギーや省資源等を考慮した公共施設の整備など
3 景観形成の方針 豊かな自然環境や歴史文化的遺産など、多彩で美しい景観要素を有しており、本市固有の景観が形成されています。これらの景観は、ふるさととしての愛着や、ここに暮らすことへの誇りを醸成する要素でもあることから、景観計画の策定を見据え、良好な景観を積極的に守り、育てるとともに、新たな魅力を付加させる視点から、都市的な景観も含めた改善と創出を進めます。 ① 自然景観の保全 ② 歴史文化的な景観の再生・活用 ③ 市街地景観の保全・創出	6 観光に関わる環境の形成方針 五十嵐川や国定公園・県立自然公園に広がる森林などの豊かな自然環境や本成寺などの歴史文化的な資源、全国的にも有名な刃物産地、金属加工技術の集積地であるなど、多様な観光資源を有する地域の特性を活かし、観光拠点の機能の充実とそのネットワーク化により、市内外を問わず多くの人が集まり、交流する都市づくりを進めます。 ① 広域観光ルートの主軸の形成（国道 289 号八十里越整備促進） ② 観光ネットワークの環境づくり ・地域の特性に調和した景観づくりの促進など

□ 防災都市づくりの方針

1 災害等に強い都市づくりの整備方針 災害の未然防止や災害発生時の安全で的確な避難、円滑な救援・復旧活動などによる被害の縮減など、総合的な対策を講じることにより、災害の起こりにくい、また被害が拡大しにくい都市づくりを推進します。 ① 災害・緊急時に対応できる道路網の整備 ② 避難路・避難場所の確保 ③ 供給施設等の確保 ④ 災害危険箇所等の把握 ⑤ 災害時の連絡体制等の強化	2 水害に強い都市づくりの整備方針 災害復旧事業をはじめ、保水・遊水機能を持つ農地や森林の保全、雨水排水施設・設備の整備・設置など、総合的な治水・排水対策を講じることにより、水害の起こりにくい都市づくりを推進します。 ① 総合的な治水対策の推進 ② 雨水排水施設の整備	3 震災に強い都市づくりの整備方針 建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、地震発生時の火災、建物の倒壊による円滑な避難活動への支障を低減するための避難路やオープンスペースの適切な確保など、被害が拡大しにくい都市構造を構築することにより、震災に強い都市づくりを推進します。 ① 建築物等の耐震・不燃化の促進 ② 震災に強い都市構造の構築	4 土砂災害への対応と雪害対策の強化 土砂災害等危険箇所は、梅雨、台風、融雪などにより、日常的に危険性が高いことから、総合的な対策を図ることによって、安全な暮らしを確保します。 また、冬期間の積雪に適切に対応した雪に強い都市づくりを進めます。 ① 土砂災害への対応 ・斜面崩壊危険箇所等の的確な把握と住民への周知徹底など ② 雪害対策の強化 ・雪崩危険箇所の的確な把握と住民への周知徹底など
---	--	--	--